

—変更前—



—変更後—



# 朝霞市景観計画

— 景観づくりから始める 選ばれるまち 朝霞 —

平成27(2015)年10月 策定  
令和 3(2021)年10月 変更

# 朝霞市景観計画

— 景観づくりから始める 選ばれるまち 朝霞 —

平成27(2015)年10月 策定  
令和 **34(20212)年10\_3月** 変更



—変更前—

(2)届出対象行為

景観計画区域(景観づくり重点地区を除く)において、以下に定める行為を行う場合は、景観法及び景観条例に基づき、市長への届出が必要となります。

各ゾーンの届出対象行為

届出対象行為	届出対象規模(景観づくり重点地区を除く)		
	水と緑を活かすゾーン	安全で快適な住まいゾーン	商業にぎわいゾーン
建築物の建築など 建築物の新築、増築、改築又は移転 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 <sup>※1</sup>	高さが10mを超えるもの	高さが15mを超えるもの	高さが10mを超えるもの
	敷地面積 <sup>※2</sup> が500㎡以上のもの		
工作物の建設など 工作物の新設、増設、改築又は移転 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 <sup>※1</sup>	高さが10mを超えるもの  ただし <sup>※3</sup> については高さが15mを超えるもの	高さが15mを超えるもの	高さが10mを超えるもの  ただし <sup>※3</sup> については高さが15mを超えるもの
開発行為	土地の面積が500㎡以上のもの	—	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積(高さ1m以上のもの)	物件の堆積に係る土地の面積が500㎡以上のもの又は堆積の高さが1.5mを超えるもの	—	—

- ※1 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更…当該修繕などの対象となる面積が各立面の面積の3分の1を越えるもの
- ※2 同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときにあっては、敷地面積はその敷地の面積の合計とする。(面積が500㎡以上の開発区域における建築行為は届出対象となる)
- ※3 旗ざお並びに、架空電線路用のもの、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの及び電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のもの

—変更後—

(2)届出対象行為

景観計画区域(景観づくり重点地区を除く)において、以下に定める行為を行う場合は、景観法及び景観条例に基づき、市長への届出が必要となります。

各ゾーンの届出対象行為

届出対象行為	届出対象規模(景観づくり重点地区を除く)		
	水と緑を活かすゾーン	安全で快適な住まいゾーン	商業にぎわいゾーン
建築物の建築など 建築物の新築、増築、改築又は移転 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 <sup>※1</sup>	高さが10mを超えるもの	高さが15mを超えるもの	高さが10mを超えるもの
	敷地面積 <sup>※2</sup> が500㎡以上のもの <sup>※3</sup>		
工作物の建設など 工作物の新設、増設、改築又は移転 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 <sup>※1</sup>	高さが10mを超えるもの  ただし <sup>※3-4</sup> については高さが15mを超えるもの	高さが15mを超えるもの	高さが10mを超えるもの  ただし <sup>※3-4</sup> については高さが15mを超えるもの
開発行為	土地の面積が500㎡以上のもの	—	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積(高さ1m以上のもの)	物件の堆積に係る土地の面積が500㎡以上のもの又は堆積の高さが1.5mを超えるもの	—	—

- ※1 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更…当該修繕などの対象となる面積が各立面の面積の3分の1を越えるもの
- ※2 同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときにあっては、敷地面積はその敷地の面積の合計とする。(面積が500㎡以上の開発区域における建築行為は届出対象となる)

※3 以下の場合は届出不要とする。

- ・面積が3,000㎡未満の開発区域において、複数の宅地にそれぞれ一戸建て住宅を建築する場合
- ・面積が500㎡以上の敷地に、延べ面積50㎡以下の小規模建築物(倉庫等)を建築する場合
- ・面積が500㎡以上の敷地に、高さ10m以下かつ延べ面積200㎡以下の一戸建て住宅を建築する場合。なお、既存建築物に接して増築する場合は、既存建築物及び増築建築物(渡り廊下を含む)全体の延べ面積で判断する
- ・建築協定又は景観協定が認可されており、当該協定内に朝霞市景観計画の色彩基準等を遵守する旨の記載がある場合
- ・その他、景観へ与える影響が軽微な建築物を建築する場合  
ただし、いずれの場合も「(4)色彩基準」に適合し、「(3)景観づくり基準」に配慮したものとすること。なお、建築物を増築、改築又は移転したり、建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う際も、上記と同様とする。

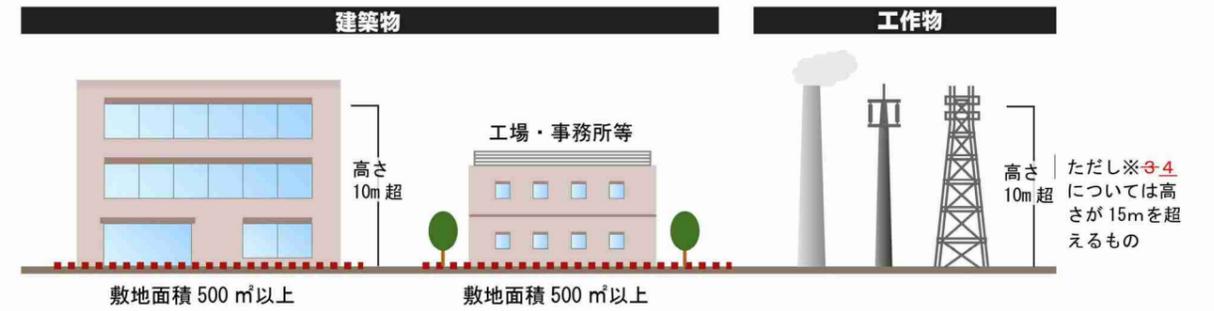
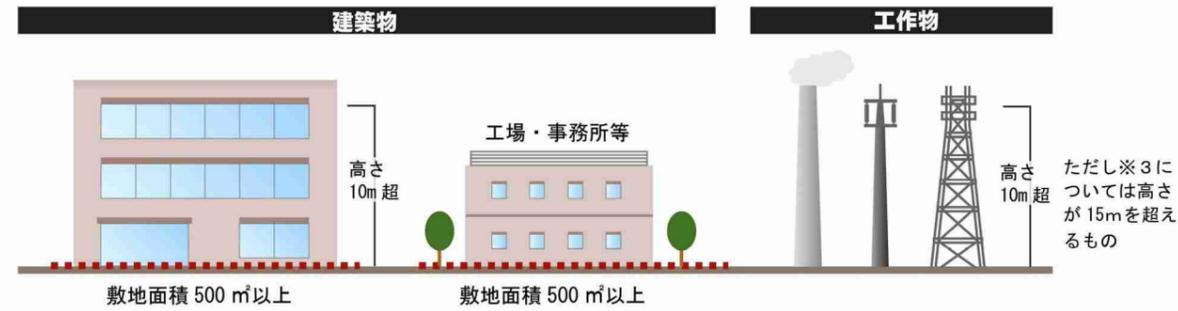
※3-4 旗ざお並びに、架空電線路用のもの、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの及び電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のもの

—変更前—

—変更後—

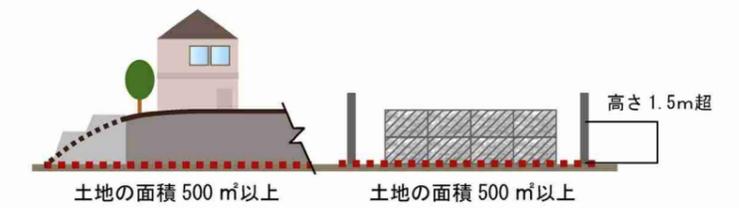
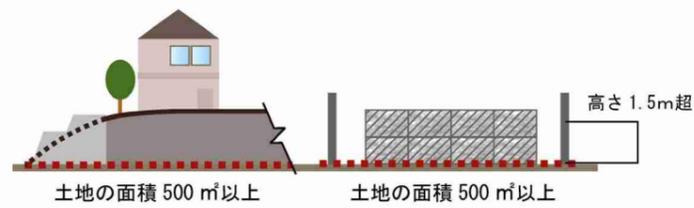
届出対象行為のイメージ（水と緑を活かすゾーン）

届出対象行為のイメージ（水と緑を活かすゾーン）



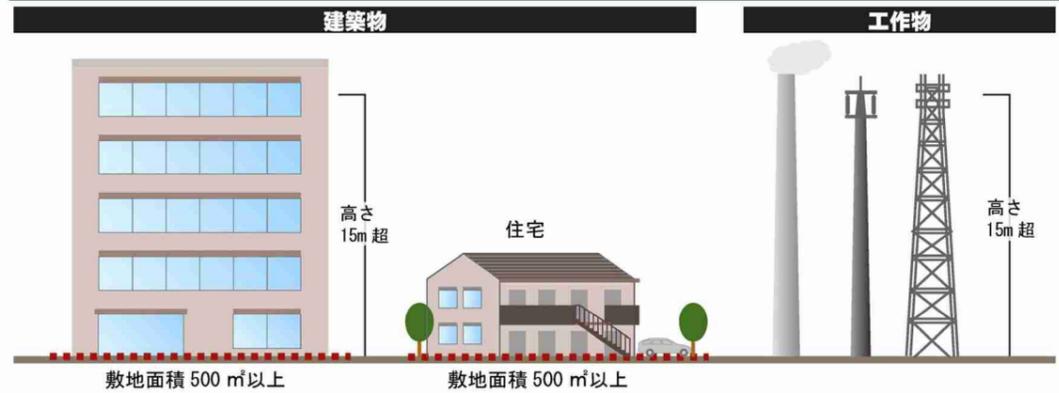
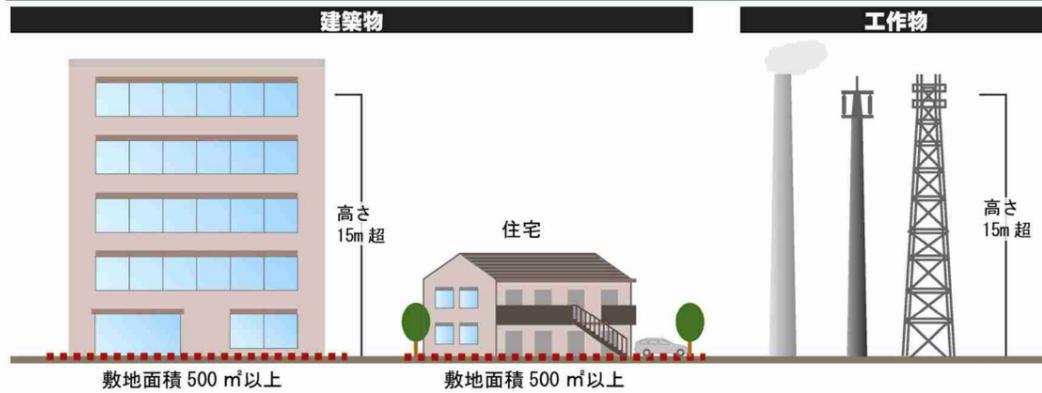
開発行為 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

開発行為 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積



届出対象行為のイメージ（安全で快適な住まいゾーン）

届出対象行為のイメージ（安全で快適な住まいゾーン）



届出対象行為のイメージ（商業にぎわいゾーン）

届出対象行為のイメージ（商業にぎわいゾーン）

